

長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領の改正について

地域福祉課 福祉監査担当

1 改正の根拠

「保育所における第三者評価の実施について」（平成 28 年 3 月 1 日付け厚生労働省局長通知）により、保育所に係る判断基準に関するガイドラインが示され、判断基準の見直しがされたこと。

2 改正の趣旨及び内容

福祉サービス第三者評価基準（保育所）の改正に伴う保育所に係る公表内容の変更。

3 長野県の対応

(1) 長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領の改正

(2) 施行

平成 28 年 月 日（改正後速やかに）